○東北地方整備局告示第１０８号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成２０年３月３１日

東北地方整備局長　久保田　勝

第１　起業者の名称

岩手県

第２　事業の種類

普通河川和座川水系大谷川砂防堰堤工事

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県九戸郡洋野町種市第73地割字熊ノ沢地内

２　使用の部分　岩手県九戸郡洋野町種市第73地割字熊ノ沢地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県九戸郡洋野町種市第73地割字熊ノ沢地内の区域（以下「本件区域」という。）における普通河川和座川水系大谷川砂防堰堤工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区域は、砂防法第２条の規定により平成元年１０月６日付け建設省告示第1693号において砂防指定地の指定を受けており、同法第５条の規定により岩手県知事は、本件区域における砂防設備の工事を施行する責任があることから、起業者である岩手県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

普通河川和座川水系大谷川（以下「大谷川」という。）は、岩手県九戸郡洋野町の久慈平岳を水源とし、急峻な山間部や田畑地帯を流下して普通河川和座川と合

流する流域面積約9.3㎢の河川である。

大谷川の上流部は、河床勾配が平均約1/10と急流であり、地質も柔らかく山腹の荒廃も進んでいるため、河床及び河岸には大小様々な転石が存在している。このため、豪雨時には、不安定な土砂が崩壊し転石を含んだ堆積土砂が集中的かつ大量に流出し、大谷川下流域の家屋や農地等に甚大な被害を及ぼすことが懸念されている。

現に、昭和57年５月には、低気圧による大雨により不安定な土砂が流出し、河岸の浸食や堆積した土砂等に起因する越流氾濫を起こし、農地の浸水や県道及び町道が寸断する等の被害が発生した。その後も、台風などの豪雨時に家屋の浸水や道路の冠水等が度々発生し、流域住民の財産や公共施設が被害を受けている。

本件事業は、このような状況に対処するため、本件区域に砂防堰堤１基及び導流路を整備することにより、土石流の発生対象となる流出土砂を計画基準点より上流で抑止及び捕捉することを目的とした事業である。本件事業による砂防設備の完成により、豪雨時における土砂災害等を防止し、大谷川流域の住民の生命及び財産並びに道路等の社会資本の保全が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、起業者が任意で実施した調査によると、本件区域内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、土石流の発生対象となる流出土砂を抑止及び捕捉し、大谷川流域の住民の生命及び財産並びに道路等の社会資本の保全を目的として砂防堰堤及び導流路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合している。

本件事業における砂防堰堤の位置については、申請案である支川との合流付近に設置（堰堤１基）する案と本川と支川にそれぞれ設置（堰堤２基）する案について検討が行われている。申請案は、砂防堰堤が１基であり導流路工の延長も短く、取得面積も少ない。また、事業費も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、大谷川の下流域は、家屋や農地が存しており、県道等が通過しているにも拘わらず、豪雨時には土石流等による災害が発生する虞があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、洋野町長及び洋野町議会議長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

岩手県九戸郡洋野町役場